

# 令和7年度 佐久市立国保浅間総合病院経営改善支援業務に係る プロポーザル実施要領

## 1 事業名

令和7年度 佐久市立国保浅間総合病院経営改善支援業務

## 2 概要及び目的

公立病院は、地域における基幹的な医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を担っている。一方、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった急激な環境変化等を背景として、多くの公立病院が依然として厳しい経営状況下に置かれている。

このような経営環境にあっても持続可能な地域医療提供体制を確保するため、佐久市立国保浅間総合病院（以下、「当院」という。）では、令和5年度に「佐久市立国保浅間総合病院経営強化プラン」を策定し、地域医療提供体制の構築及び当院の経営、運営状況の改善に向け、病院運営を進めているところである。

佐久市立国保浅間総合病院経営改善支援業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、当該プランに基づき、経営の安定化を図るため、経営改善提案等の実行支援を求める受託候補者を選定するため、プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

## 3 業務内容

別紙仕様書のとおり

## 4 事業期間

契約締結日（令和7年4月1日予定）から令和8年3月31日まで

## 5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「佐久市立国保浅間総合病院経営改善支援業務に係るプロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）により、提出された書類等について、あらかじめ定められた審査基準に基づき審査を行い、契約の相手方となる受託候補者を選定する。

## 6 事業費限度額

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記の限度額を超える提案は不可とする。

なお、事業費については、提案金額を基本とし、本事業に係る予算が議決され、本予算の執行が可能となった時に、予算の範囲内で受託候補者と当院で協議のうえ確定する。

（受託候補者の提示金額に満たない場合がある。）

## 7 参加資格要件

実施要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。  
ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、「12 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類」に定める書類を佐久市病院事業経営戦略室（以下、「事務局」という。）に提出し、審査の結果、佐久市の名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本事業に限り参加することができる。
- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等の停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令167条の11第1項において準用する場合を含む。）又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6条第1項に規定する暴力団関係者で、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱別表第3に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 管理者及び担当者は、過去5年間で、医療機関（急性期病院に限る）の経営支援業務及び地域連携支援業務を受託した実績を有していること。

## 8 選考日程

※日程は、必要に応じて変更する場合がある。

内容	期間または期限
公告	令和7年2月5日（水）
質問の受付（電子メール）	受付期限 令和7年2月10日（月） 午後5時15分【必着】
質問の回答（ホームページ）	令和7年2月17日（月）
参加表明受付・企画提案書等	受付期限 令和7年2月27日（木） 午後5時15分【必着】
プレゼンテーション審査	実施日 令和7年3月6日（木） 結果通知日 1週間以内（予定）

## 9 質問受付・回答

- (1) 提出期限 令和7年2月10日（月）午後5時15分【必着】
- (2) 提出書類 質問書（様式1）による
- (3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信すること。
  - ア 送信時件名は、「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。
  - イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
  - ウ 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法での質問は受け付けない。
  - エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施する

こと。

(4) 回答方法 令和7年2月17日(月)までに当院ホームページで回答する。

#### 10 参加表明受付及び企画提案書等

(1) 受付期限 令和7年2月27日(木)午後5時15分【必着】

(2) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書(様式2)

イ 企画提案書等提出届(様式4)

ウ 会社概要書(様式5)

エ 業務実績書(様式6)及び実績確認書類(例:契約書の写し等)

オ 参考見積書(任意様式)

カ 企画提案書(任意様式、フルカラー、評価基準書(別紙)に沿って作成すること)

キ 業務執行体制(様式7)

ク 業務工程表(任意様式とし、仕様書4の業務内容ごと作成すること。)

※提出書類は、正本1部のほかに副本(上記カ~ク)6部を提出すること。

(3) 提出方法 事務局へ持参又は郵送

持参の場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

#### 11 企画提案書等に関する書類作成上の留意事項

(1) 各提出書類とも上記10(2)提出書類の順にインデックスをつけ、A4サイズ縦ファイルに綴じ、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。

(2) 副本(6部)には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、これを消せない場合は該当箇所に黒塗りする等して対応すること。

(3) 提出は、1者につき1提案に限る。

#### 12 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

市の名簿に登録されていない者は、以下の書類を期限までに1部提出すること。

(1) 提出期限

令和7年2月20日(木)午後5時15分【必着】

(2) 提出書類

ア 物品購入等入札(見積)参加願【追加申請様式1】

イ 誓約書【追加申請様式2】

ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式3】

エ 佐久市税の納税証明書(佐久市に納税義務がある場合のみ)

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 各種料金の納付状況報告書(佐久市に納付義務がある場合のみ)【追加申請様式4】

キ 商業登記簿謄本(個人の場合は身分証明書)

ク 申請の直前1年間の財務諸表(決算書)

ケ 印鑑証明書

コ 委任状(支店、営業所等に代理委任する場合)【追加申請様式5】

(3) 提出方法 事務局へ持参又は郵送

持参の場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで  
なお、証明書、登記簿謄本等は申請日から3か月以内に発行されたものとする  
(写し可)。

### 13 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年2月27日(木)午後5時15分【必着】
- (2) 提出書類 参加辞退届(様式3)
- (3) 提出方法 事務局へ持参又は郵送

持参の場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

### 14 審査

#### (1) 審査方法

ア 実施要領に定める事項を満たした者について、審査委員会において企画提案書等の審査により受託候補者を選定する。

イ 審査委員が、別紙「評価基準書」に基づき審査・採点する。審査委員は、参加者のうち、合計得点が最も高い者から順位をつける。全審査委員が、参加者順位1位を最も多くつけた参加者を受託候補者とする。参加者順位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多くつけた参加者を受託候補者として特定し、以下同数の場合は、3位、4位と続ける。

ウ イでも同数となった場合は、審査委員会で協議のうえ、受託候補者を特定する。

エ 参加者が1者の場合でも審査を行う。

- (2) 詳細な時刻や実施場所については、参加者に改めて通知することとする。

- (3) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。審査の実施時間は、1者につき40分(準備5分、プレゼンテーション20分、質疑10分、片付け5分)

- (4) 入室は1者につき4名までとし、本業務の管理者となる者は必ず出席すること。

- (5) 審査(プレゼンテーション)は、提出した企画提案書に沿って実施するものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配布は認めない。ただし、提出した提案書の範囲内で、パソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用した投影による説明、投影される資料の配布は可とする。当日使用するプロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは事務局で用意するので、使用する場合は、事前に連絡すること。

〈プロジェクター：メーカー EPSON 型番 EB-5530U〉

〈スクリーン :サイズ 100インチ程度〉

- (6) プレゼンテーションは、評価基準書(別紙)に沿って説明すること。

- (7) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らないようにすること。

- (8) 結果の公表については、プレゼンテーションの日から1週間以内(予定)に全ての参加者に文書で通知するとともに、後日当院ホームページで公表する。

- (9) 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

- (10) 合計得点に最低基準点を設ける。なお、全ての参加者の得点が最低基準点に満たない

場合は、受託候補者を決定しない。

#### 15 契約の締結等

- (1) 受託候補者決定後、当院と協議の上、契約に必要な書類を揃え、随意契約を締結する。
- (2) 受託候補者との契約の締結が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

#### 16 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (4) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合

#### 17 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、当院の判断により資料の説明を求められることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 当院から受領した資料により、企画提案書等のため作成した資料を当院の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。
- (10) 本プロポーザルに必要な書類等は、当院ホームページよりダウンロードすること。

#### 18 事務局

〒385-8558

佐久市岩村田1862番地1

佐久市病院事業 経営戦略室 係長：藤巻 担当：志賀

TEL：0267-67-2295（代）（内線2414）

FAX：0267-67-5923

メールアドレス：h-senryaku@city.saku.nagano.jp